

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	(経過的) 福祉手当受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7課税・所得額、8口座情報、9障害、10支給額	
記録範囲	(経過的) 福祉手当受給資格者	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障害者福祉手当受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6. 電話番号 7課税・所得額、8公的扶助、9口座情報、10障害、11支給額	
記録範囲	障害者福祉手当受給資格者、対象児童	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費助成台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理、医療費助成内容の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6課税・納税額、7保険証情報、8口座情報、9障害、10助成額	
記録範囲	重度心身障害者医療費助成受給資格者	
記録情報の収集方法	受給資格者本人・医療費審査支払機関から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障害児福祉手当受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7課税・所得額、8口座情報、9障害、10支給額	
記録範囲	障害児福祉手当受給資格者	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	心身障害者扶養年金加入者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	心身障害者扶養年金加入者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6年金掛金額、7障害	
記録範囲	心身障害者扶養年金加入者、心身障害者、年金管理者	
記録情報の収集方法	心身障害者扶養年金加入者、心身障害者又は年金管理者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	心身障害者扶養年金受給権者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	心身障害者扶養年金受給権者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係 6扶養年金額、7障害	
記録範囲	心身障害者扶養年金加入者、心身障害者、年金管理者	
記録情報の収集方法	心身障害者扶養年金受給権者又は年金管理者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳交付台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳交付者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係 6電話番号、7障害、8身体障害者手帳情報	
記録範囲	身体障害者手帳交付者	
記録情報の収集方法	・身体障害者手帳の交付を受けた者本人から（転入時）収集 ・県、政令市又は中核市からの送付による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	身体障害者更生指導台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	身体障がい者の更生指導を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5本籍、6続柄・親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業・職歴、10課税・納税額、11公的扶助、12健康状態、13病歴、14障害、15身体障害者手帳情報 16自立支援医療受給状況、17障害福祉サービス利用状況 18相談支援内容	
記録範囲	身体障がい者	
記録情報の収集方法	他市区町村から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	精神障がい者個人記録	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	相談等の記録、福祉サービス利用等の記録、医療の記録など 記録の整備・保管により、継続的効果的支援の実施に資する	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄、親族関係、 6電話番号、7家庭生活の状況、8職業・職歴、9課税・納税額、 10公的扶助、11健康状態、12病歴、13障害、 14精神障害者保健福祉手帳情報、15自立支援医療受給状況、 16障害福祉サービス利用状況、17相談支援内容	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、相談のあった者、サービス利用希望のあった者など	
記録情報の収集方法	医療機関から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	知的障がい者指導台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	知的障がい者の更生指導のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5本籍、6続柄・親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業・職歴、10課税・納税額 11公的扶助、12健康状態、13病歴、14障害、15療育手帳情報、16自立支援医療受給状況、17障害福祉サービス利用状況、18相談支援内容、19学業成績	
記録範囲	知的障がい者	
記録情報の収集方法	他市区町村から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当受給資格者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7所得額・扶養人数・所得控除種類、8口座情報、9障害、10支給額	
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者、対象児童	
記録情報の収集方法	県からの送付による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当受給資格者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7課税・所得額、8口座情報、9障害、10支給額	
記録範囲	特別障害者手当受給資格者	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	福祉オンラインシステム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	福祉サービス等の利用状況	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係 6公的扶助、7障害	
記録範囲	障がい者（児）、難病等による療養者、自立支援医療受給者等	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	福祉カー貸付台帳及び運行日誌	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	福祉カーの管理	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4身体障害者手帳等の名称・記号番号、5運転免許証の記号番号	
記録範囲	市内に住所を有する障がい者、高齢者、社会福祉団体等	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	福祉タクシー券交付台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシー券の交付状況	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6障害	
記録範囲	次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1、2級（下肢・体幹・視覚障がいの場合は3級） ・療育手帳 ○AからAの2 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	療育手帳交付台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	療育手帳交付者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7障害、8療育手帳情報	
記録範囲	療育手帳交付者	
記録情報の収集方法	・療育手帳の交付を受けた者本人から（転入時）収集 ・県又は政令市からの送付による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	紙おむつ支給対象一覧	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	紙おむつの給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6障害	
記録範囲	紙おむつ給付対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院）受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院）受給者の確認	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄、親族関係、6所得区分、7通院医療機関、8保険証情報、9病歴	
記録範囲	自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた者、対象児童	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	指定難病等見舞金受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7口座情報、8疾病、9支給額	
記録範囲	指定難病等見舞金の支給対象者、対象児童	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	身体障害者自動車改造費助成台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	自動車改造費助成対象者の情報を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3障害、4助成決定額	
記録範囲	自動車改造費助成の対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（更生・育成医療）処理簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（更生・育成）受給者の確認	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6所得区分、7通院医療機関、8保険証情報、9障害	
記録範囲	自立支援医療（更生・育成）受給者証の交付を受けた者、対象児童	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	住宅改造台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	住宅改造費給付対象者の情報を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3障害、4契約業者、5課税・納税額、6助成決定額	
記録範囲	住宅改造費給付の対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障がい者配食サービス利用者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者配食サービス利用者の確認	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6障害	
記録範囲	障がい者配食サービス利用者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	精神障害者医療費助成台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者医療費助成の支給状況の確認	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6公的扶助、7口座情報、8障害	
記録範囲	精神障害者医療費助成支給者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳交付記録台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳所持者の確認	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6公的扶助、7口座情報、8障害	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、対象児童	
記録情報の収集方法	県からの送付による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	日常生活用具給付貸与台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	日常生活用具の給付貸与対象者の情報を管理するため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5障害、6課税・納税額、7契約業者、8給付貸与品目、9助成決定額	
記録範囲	日常生活用具の給付貸与の対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	補装具費台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	補装具費の給付のため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5障害、6課税・納税額、7契約業者、8支給品目、9助成決定額	
記録範囲	補装具費の支給対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス支給台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付費等の障害福祉サービスの支給決定を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7収入、8課税・納税額、9公的扶助、10障害、11病歴、12障害福祉サービス支給情報、13障害支援区分認定情報	
記録範囲	介護給付費等の障害福祉サービス支給申請者及び配偶者、対象児童	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障害児通所支援サービス支給台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	障害児通所支援給付の支給決定を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7収入、8課税・納税額、9公的扶助、10障害、11病歴、12障害児通所支援支給情報 13医師意見書等	
記録範囲	介護給付費等の障害福祉サービス支給申請者及び同一世帯の親族等、対象児童	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	地域生活支援サービス費受給資格者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイル の利 用 目 的	地域生活支援サービス費（移動支援、日中一時支援、障害者デイサービス、訪問入浴）の受給資格の認定を行うため	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、 6電話番号、7収入、8課税・納税額、9公的扶助、10障害、11病歴、 12地域生活支援サービス費受給情報、13障害支援区分認定情報	
記 録 範 囲	地域生活支援サービス費受給資格申請者及び同一世帯の親族等、 対象児童	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人から収集	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	グループホーム等家賃助成台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	グループホーム等家賃助成金の支給のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5入居先施設、6通知先、7家賃額、8助成金額、9口座情報、10障害	
記録範囲	グループホーム等家賃助成の受給資格者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	障害者通所施設交通費助成台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	受給資格者の管理	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6口座情報、7障害、8通所施設名、9通所方法、10支給額	
記録範囲	交通費助成受給資格者	
記録情報の収集方法	受給資格者本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付対象者の情報を管理するため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5障害、6課税・納税額、7契約業者、8給付品目、9助成決定額	
記録範囲	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業支給決定簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成のため	
記録項目	1児童氏名、2生年月日・年齢、3住所、4申請者氏名、5補聴器の種類、6補聴器の販売業者、7助成決定額	
記録範囲	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の助成対象者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	訪問調査台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい者福祉課 電話番号 0476-20-1539	
個人情報ファイルの利用目的	訪問調査のスケジュール管理	
記録項目	1.氏名、2.生年月日・年齢、3.住所、4.障害	
記録範囲	調査対象者	
記録情報の収集方法	調査対象者、調査対象者の養護者又は相談支援専門員から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		